条例の点検・見直しシート

<u> </u>		功治冷凍の強力のための二番 幻覚の姿を質	作瓦	15年月日		平成24年6月29日		
条例の題名		政治倫理の確立のための三重県知事の資産等 の公開に関する条例	公	布 日		平成7年12月22日		
条例番号		平成7年三重県条例第48号	直近	5 改正日	平成19年7月4日			
所管部局課 戦略企画部 情		戦略企画部情報公開課	電	話番号		059-224-2071		
条例の概要 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等 基づき、知事の資産等の公開に関し必要な事項を定め					委任型 条例の 類型			
視点		項目		回答	検 討	内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当 性を有している。			はい	等を公開することが必 目的は、妥当性を有し	· ·		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			はい	政治倫理の確立のための国会議員の資産等 の公開等に関する法律第7条の規定に基づ き、条例で定めることが必要である。			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			はい	条例に基づき、知事の 現在行われていないも			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当なし				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい	政治倫理の確立のため の公開等に関する法律 き、条例で定めることが	第7条の規定に基づ		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	政治倫理の確立のための公開等に関する法律			
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			はい				
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い はない。			はい				
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい				
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい				
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けり ことはない。			はい				
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい	知事の資産等の公開を行う上で必要な事項が 定められており、一部でも廃止した場合に目的 が達せられない。			
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい	知事の資産等の公開を 定められており、一部で が連せられない。	行う上で必要な事項が でも廃止した場合に目的		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。			はい				
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			はい				
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。			はい				
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			はい	条例の執行により政治倫理の確立及び民主政治の健全な発達に資することは、全ての県民に効果がある。 県民であれば誰でも条例に基づき作成された 資産等報告書等を閲覧することできる。			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			はい				
		N容において、県民(団体)、NPO等県以外の主 三配慮している。	体と	該当なし				
の他	市町等力) いら条文の改正を求める意見を受けていない。		はい				

点		理	由	特	記	事	項	日士」に	有効期限
検・見直し結果	改正・ 廃止の 必要は ない。	現在の規定は、要件のいずれを 要がないと考える。	1をも満たし、改正の必					関りる規定の右無	に関する 規定の有 無
								無	兼